

平成 30 年 9 月 7 日

イオン健康保険組合
加入者の皆様

イオン健康保険組合

**平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る
被保険者証等の提示等について**

平成 30 年 9 月 5 日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被災された方の被保険者証の取扱について、厚生労働省保険局保険課の通知により、下記の通りの取扱いとなっておりますので、被災された被保険者へ周知のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 被保険者証の取扱いについて

今般の北海道胆振地方中東部を震源とする地震より被災され、被保険者証等を紛失あるいはご家庭に残されたまま避難されていることで、保険医療機関に被保険者証等を提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いを講じております。

2. 被保険者証の再交付について

今般の北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災され、災害救助法適用市町村に現住所があるイオン健康保険組合の加入者の方で、被保険者証を紛失された場合は別紙「被保険者証再交付申請書」を各事業所(イオンアセスメント)BS 業務部)社会保険担当経由でイオン健康保険組合へご提出いただくことで、速やかに被保険者証等を再交付いたします。

なお、再交付申請書の記入に当たっては、通常、再交付手数料の振込み、誓約書の添付を必要としておりますが、「再交付を申請する理由」として今般の地震により被災された旨をご記入いただければ、再交付手数料の振込み、誓約書の添付は不要といたします。

【問合せ先】

イオン健康保険組合 TEL : 043-212-6048

以上

※災害救助法適用市町村の確認は下記、ホームページで確認できます。

内閣府HP : 平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る災害救助法の適用について

アドレス⇒ <http://www.bousai.go.jp/>